

提 案 理 由

1 さる2007年（平成19）年5月29日・同年7月7日に、いわゆる「山口県光市・母子殺害事件」の弁護活動に関し、何者かが日弁連やマスコミに対し、「元少年を死刑にできないなら弁護人を処刑する」という趣旨の文書や銃弾とみられるものを送りつけてくるといった事件が発生した。この「山口県光市・母子殺害事件」は、母親と幼い子どもの命が失われた大変痛ましい事件であり、被害者及びご遺族の無念さ、怒りは察するに余りある。また本事件は、社会的にも影響が大きく、多くの市民の関心を集めている事案でもある。

しかしながら、このようなご遺族の心情や社会的な影響と関心の大きさがどのようなものであるかに関わりなく、被告人の弁護人依頼権及びそれを担保するための自由な刑事弁護活動は十分に保障されなければならないものであって、上記のごとき行為は明白な犯罪行為であるとともに、弁護人依頼権及び弁護活動の自由を脅かす反社会的行為であって、断じて許すことができない。

2 歴史的にみて、刑事手続の過程では不当な身柄の拘束、自白の強要などさまざまな人権侵害が行なわれてきた。このような歴史的事実を踏まえ、憲法は第31条において「何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と適正手続の原則を定めて人権侵害の危険を回避した。

そして、その具体化として、第34条において「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない」と規定し、また第37条第3項において「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる」と規定している。

すなわち、起訴された事件については、裁判の場において真実が発見され、それに基づいて適正な判断がなされなければならないが、捜査段階において被疑者の人権侵害等の不当な捜査が行なわれれば、後の公判においても真実発見をすることができなくなるおそれがある。また、公判段階においても、被告人が十分な主張をすることができなければ、やはり不当に刑罰を科せられるという深刻で許容できない事態が生じることになる。

弁護人は、これらの不当な事態を生じさせないために重要な役割を担っているものであり、憲法で規定された被疑者・被告人の弁護人依頼権は、このような不当な事態を生じさせないため、歴史的に確立されてきた大原則といえるのである。さらに、単に弁護人に依頼することができるだけでは、本当に被疑者被告人の権利が保障されるものではなく、それを実質的なものにするためには、弁護人の自由な弁護活動が保障されなければならないのである。

3 価値観が多様化し、複雑な権利関係が鋭く対立する現代において、国内外を問わず、力によらず言葉により基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指す弁護士の役割は、民主主義の基盤として、ますますその重要性を増している。

国際的にみると、被疑者・被告人の弁護人依頼権及び弁護活動の自由の確保については、国連の「弁護士の役割に関する基本原則」において、「すべて人は、自己の権利

を保護、確立し、刑事手続のあらゆる段階で自己を防御するために、自ら選任した弁護士の援助を受ける権利を有する」(第1条)、「政府は、弁護士が脅迫、妨害、困惑あるいは不当な干渉を受けることなく、その専門的職務をすべて果たしうること、自国内及び国外において、自由に移動し、依頼者と相談し得ること、確立された職務上の義務、基準、倫理に則った行為について、弁護士が、起訴、あるいは行政的、経済的その他の制裁を受けたり、そのような脅威にさらされないことを保障するものとする」(第16条)と明文化されており、権利として確立されている。

4 わが国においても、被告人にのみ保障されていた国選弁護制度が、2006(平成18)年10月より一部の被疑者にも保障されるようになり、2009(平成21)年からはさらに拡大される予定である。このように、被疑者段階から弁護人に依頼する権利を確保することにより、さらに権利保障の強化が進んでいる。

また、2009(平成21)年5月までに裁判員制度が始まることで、刑事裁判が市民にとって身近なものになろうとしている。したがって、一般市民に対しても、被害者や遺族の心情や社会的な影響等とは切り離して、憲法上保障されている被疑者・被告人の弁護人依頼権及びそれを担保するための自由な刑事弁護活動の重要性を理解してもらう必要もある。

5 当連合会は憲法及び国連の原則に則り、人類が歴史を通じて確立してきた大原則である、被疑者・被告人の弁護人依頼権及びそれを担保するための自由な弁護活動が脅迫等により脅かされるという反社会的行為に対して、厳重に抗議する。刑事弁護に携わるすべての弁護士の弁護活動の自由が確保され、職責を全うできるよう支援することと、弁護人依頼権の重要性及び弁護活動の自由の確保の必要性について市民の理解を求める必要があることに思いを致して、本決議を提案する。